

433

中央大学記事（新学年の始業・入学及び編入試験・補欠試験及び在外員試験・新学年授業担任者・第三十一回卒業式・学年試験問題）

〔法学新報〕第26巻8（300）号 大正5年8月30日

○中央大学記事

- 新学年の始業 授業は例に依り十一日より開始すへし
- 入学及び編入試験 大学部入学試験は来る二日、九日及十四日の三回各科二年級以上への編入試験も亦同二日を始めとして九日、十四日の三回挙行する筈なり
- 補欠試験及び在外員試験 事故に因り学年試験を受くること能はさりし者の為め行ふ補欠試験は本月十四日より開始し又在外員の学年試験は十一月六日挙行の筈なり
- 新学年授業担任者 先年来入学生大に増加し殊に法科、経済

科の如きは私学中斬然として頭角を見はし複講座制も亦益々其實績顕著なるに至り且つ昼間授業は午前八時より午後五時まで夜間授業は同五時半より授業を開始して劃然之を區別し又岡野(敬次郎)博士、岡松(参太郎)博士、三瀧(信三)学士、三宅(高時)学士は新に授業を担当せられ先般帰朝の穂積(重遠)学士も亦新に一科を担当せらるるに至るべく其他大に面目を改め各科の分担即ち左の如し

法学通論 法学士 金森徳次郎

憲法 法学博士 上杉 慎吉  
法学博士 美濃部達吉

行政法 法学士 島村他三郎  
法学士 阿部 寿準

刑法

法学博士 大場 茂馬  
法学士 草野豹一郎  
法学博士 牧野 英一  
法学博士 泉二 新熊

民法総論 法学士 鳩山 秀夫  
法学博士 岡松参太郎  
法学士 三宅 高時

物権法

法学博士 飯島 喬平  
法学博士 仁井田益太郎  
法学士 三瀧 信三

債権法

法学博士 石坂音四郎  
法学博士 横田 秀雄  
法学士 須賀喜三郎  
法学士 末弘巖太郎

親族法及

法学博士 奥田 義人  
法学士 牧野菊之助  
法学士 島田 鉄吉

商法総論

法学士 片山 義勝  
及商行為 法学士 青山 衆司

相統法

法学博士 岡野敬次郎  
法学士 佐竹 三吾

手形法

法学士 須賀喜三郎  
法学士 片山 義勝

海商法

法学士 市村 富久

保險法

法学士 青山 衆司

刑事訴訟法

中央法学  
大学士 林 頼三郎  
法学博士 谷野 格

民事訴訟法

法学士 岩田 一郎  
法学士 細野 長良  
法学士 前田直之助  
法学士 阿部文二郎

破産法 法学士 遠藤 武治

国際公法

法学博士 立 作太郎  
法学博士 中村 進午  
法学博士 遠藤 源六

国際私法

法学博士 山田 三良  
法学士 佐々野章邦

経済学

法学士 金井 延

財政学 法学士 馬場 鏝一

法学博士 春木 一郎  
米国文学  
パチエラー 岡田 実麿  
片山 寛

英語及  
英国法

法学士 松村真一郎  
法学士 二上 兵治  
法学博士 土方 寧  
清水泰次郎

独逸法

法学博士 春木 一郎  
法学士 太田嘉太郎  
法学博士 ドンルッス  
ブルンズ 武田鬼十郎  
法学士 長島 毅

刑事実習

実業塾 林 頼三郎 民事実習 法学士 三橋 久美

経済科

に於ては鶴見(祐輔)学士、櫛田(民蔵)学士、藤井(武)学士、児林(八百松)学士新に入りて夫夫授業を担当せらるることと為り各科の分担左の如し

経済学 法学博士 金井 延 貨幣論 法学士 富田勇太郎

農業政策

法学士 副島 千八 交通政策 商学士 堀 光亀

信用並銀行論

法学士 富田勇太郎 商業政策 堀切善兵衛

植民政策 法学博士 河津 暹 工業及社会政策 法学博士 桑田 熊蔵  
 政治学 中央法学 稲田周之助 社会学 文学士 滝村 斐男  
 大学士 中央法学 稲田周之助 财政学 法学士 馬場 鏡一  
 大学士 大学士 統計学 法学士 三浦 惠一 経済地理 田中阿歌麿

簿記及計理学 商学士 太田 哲三 民法 法学士 飯島 喬平  
 鹿野清次郎 法学士 三宅 高時  
 法学士 須賀喜三郎 法学士 末弘巖太郎

商法 法学博士 市村 富久 憲法及行政法 法学博士 上杉 慎吉  
 法学士 片山 義勝 法学士 阿部 寿準  
 法学士 青山 衆司 法学士 佐竹 三吾

国際法 法学博士 中村 進午 商業学及実習 商学士 渡部 明  
 法学博士 山田 三良 商学士 児林八百松

英語及英語経済 文学士 千葉 勉 米国文学 マタスー 萩野 对助  
 法学士 鶴見 祐輔 中島 信虎  
 法学士 榊田 民蔵 法学士 藤井 武

商科 に於ては科目の分合を為し又演習及実務の時間を増加し  
 数名の新講師を迎へ各科の分担左の如し

商業実務 石川 文吾 商学士 太田 哲三  
 大野市太郎 商学士 渡部 明  
 児林八百松 商学士 根岸 信  
 川村 貫治

売買及取引所 星野 太郎 商学士 大久保一男  
 信用並銀行 商学士 太田 哲三 道 商学士 石川 文吾  
 海運 商学士 堀 光龜 保 險 石川 文吾

簿記及計理学 商学士 太田 哲三 演習 商学士 上田貞次郎  
 鹿野清次郎 商学士 茂木 英雄 要 経済学 法学博士 金井 延

商業史 商学士 松浦 要 商業政策 商学士 堀 光龜  
 財政学 商学士 大塚金之助 工業及社会政策 商学士 上田貞次郎  
 農業政策 法学士 副島 千八 統計学 法学士 三浦 惠一  
 植民政策 法学博士 河津 暹 商法 法学士 柳川 勝二  
 民法 法学士 西川 一男 工業通論 米国工学 松浦 和平

国際法 法学博士 中村 進午 米国工学 松浦 和平  
 法学博士 山田 三良

商業英語 石川 文吾 長岡 擴  
 芝リアムハリス  
 米国文学 バチエライ 岡田 実麿  
 バチエライ 片山 寛

○中央大学第三十一回卒業式 去る七月六日午後二時より中央大学に於ては第三十一回卒業証書授与式を同慶大講堂に於て挙行せられたるか定刻卒業生其他来賓一同の著席するや先づ理事伊藤悌治氏登壇学事の報告を為し其了るや学長法学博士奥田義人氏より卒業証書及褒賞を授与し(併せて実業同窓会寄贈の記念品を授与す)了て卒業生に対し本号巻頭に掲けたる訓辞を与へらる之に対して法科卒業生総代宮本信彦氏は左の答辞を朗読し

我中央大学ハ本日ヲ以テ生等ノ為メニ盛大ナル卒業証書授与式ヲ挙ケラレ朝野貴顕ノ賁臨ヲ辱ウス洵ニ生等力無上ノ光荣トスル所ナリ願フニ生等驚駭ノ質ナルニ拘ヲス啻雪三年漸ク今日アル所以ノモノハ実ニ学長閣下ヲ初メ講師諸先生ノ懇切周到ナル薫育ニ由ラサルハナシ加之今亦学長閣下ノ訓辞ヲ辱ウス生等感激ノ至リニ堪ヘス抑モ荣誉ノ存スル所ハ責任ノ存スル所ナリ況ヤ偶々歐洲大戦乱ノ秋ニ際会シ内外多事邦家ニ対スル生等責任ノ益々重且ツ大ナルヲ思ヘハ実ニ憂懼措ク能サル所ナリ生等不敏ト雖モ今ヨリ勉勵努力シテ事ニ従ヘハ学長閣下ノ高論ニ副フコトヲ得ンカ謹ミテ卑衷ヲ陳ヘテ答辞トナス

大正五年七月六日 法科卒業生総代 宮本信彦

次に商科卒業生総代戸田正気氏ハ左の如く

大正五年七月初六我中央大学ハ第三十一回卒業証書授与ノ典ヲ挙ケラレ朝野貴紳ノ賁臨ヲ辱ウス生等ノ光荣何物カ之ニ加ヘン回顧スレハ

生等ノ業ヲ本校ニ受クルヤ茲ニ四星霜常ニ健実ナル校風ニ養ハレ学長閣下講師諸先生ノ指導誘掖ヲ蒙リ幸ニシテ商科ノ全部ヲ卒フ校恩師恩謝スルニ辞ナシ而シテ今又学長閣下ノ懇篤ナル訓諭ヲ賜フ情理兼ネ臻リ真ニ感激ノ至リ堪ヘス惟フニ歐洲ノ戦雲猶未タ戢マラス内外多事ノ秋ニ属ス国富ノ充実、産業ノ発達今日ヨリ急ナルハナシ生等不敏ナリト雖モ其修メタル学芸ヲ実地ニ活用シ畢生ヲ商事ニ委ネ奮勵努力以テ母校ノ鴻恩ニ報キンコトヲ期ス茲ニ商科卒業生一同ニ代リ謹ミテ答辞ヲ述フ

商科卒業生総代 戸田正気頓首再拜

斯くて来賓文学博士高楠順次郎氏は巻頭に掲けられたる演説を試み講師総代法学博士泉二新熊氏は左の祝辞を述べらる

諸君諸君は長い間啻雪の功を積まれまして今日目出度御卒業になりました幾重にも御喜ひ申上げる次第であります既に学長閣下及高楠博士より御懇篤なる又高尚なる御訓辞及御演説がありましたから私から申すことは尽きて居るのであります併し私の責任を塞きまする為に思想は同じこととありますかちつと説明を違へまして一言申上げやうと思ひます

諸君か是から世の中に処せられることを一つの航海に譬へて見ますれば今諸君は一艘の船舶を拵上げた所でありまず先刻お話のありました「コンメンメント」は此出来上つた船舶を以て是から航海を始めやうと云ふことに当ります航海を為すに当つて最も必要なものは何てありませうか先づ羅針盤か最も必要なものであらうと思ひます船は出来上つた羅針盤

なしに航海をしようと思ふのは頗る無理な注文であります。私は将来に於て尚諸君が研究を怠らないで益々学問上の智識を養成して行かれると云ふことは丁度羅針盤を船に備へると同じことであらうかと思ひます。今日に於ては唯船舶が出来上つたと云ふだけでは是から愈々荒海に乗出してさうして目的港に到着しやうと思ふには羅針盤なしには往きませぬ。諸君はその羅針盤を是から造らなければならぬと思ふのであります。従来は政治家であるとか実務家であるとか云ふものには学問は要らないとか学者と政治家及び実務家は両立不可能であるかの如く主張して居た時代があります。併ながら今日に於ては熟々此社会の状態を視ますに必ずや学問上の智識を背後に控へて活動する者でなければ人を立派に支配して世の中の牛耳を執ることは出来ないのではないかと思ひます。例を外に求むるには及ませぬ。本学長奥田先生を初めとして又本学出身の方では花井博士なり大場博士なり林大審院検事等の如き政治家として又実務家として世の中に声名を博して居られることは諸君が能く御存しの通りであります。固より総ての点に於て人に優る所の人達に違ない併し其今日ある所以の一つの要素は学問研究上の智識を其背後立にされたからであること。私は信じて疑はぬのであります。併ながら唯学問上の智識があればそれで足れりと云ふ事は勿論申さないのではありません。余りに学問にはかり没頭して他を顧みないと云ふのでは世の中に活動することは出来ない世の中の事情に能く適応して行くやうに学問上の智識を応用することは勿論必要であります。

それから又最も必要なることは先刻もお話がありました。か人格の修養高尚なる品性の陶冶と云ふことであらうと思ひます。高尚なる品性を造くると云ふことは丁度今出来上つた船に羅針盤を備へた上に尚ほ楫を執るのと同じ事であらうと思ひます。船が出来た羅針盤も宜いか唯一直線に何所までも行くと云ふのでは到る所に唯衝突するばかりであります。か楫を以て之を繰縦(操)して行つて無難に目的地に達する事か出来るのであります。で此高尚なる品性に繰縦(操)せられざる智識は独社会に對して有害なるのみならず又自己を廢滅するの基である。と考へるのであります。而して高尚なる品性の陶冶と云ふものは極めて抽象的なる觀念で甚だ難しいことではあります。か法律家として社会的方面から觀察して見れば社会に於ける最健全なる分子を組織すると云ふ觀念に従つて行動を為すことである社会には場所及び時代に從つていろいろの不健全なる元素即ち吾々の共同生活に有害なる元素が始終瀰蔓して居ります。吾々はさう云ふ元素に同化せられなくて其上に出て理想的に此社会の健全なる分子になると云ふことを努めること。か一番必要なることであらうと思ふのであります。言葉を換へて申しますれば唯自己本位でない自分にさへ便利であり自分にさへ利益であれば世の中の一般の利害に對して如何なる影響を及ぼしても顧みないと云ふか如き考を以て行動せずして如何なる職業に従事するにせよ常に社会の利益を害せざるやうに注意して堅実なる社会的思想の下に行動すること。か最も必要であらうと考へます。甚だそれは難しい注文であります。其通

り完全にやつた時は神様であるかも知れない言ふべくして行ふ事は難い斯の如きことを言ふものは一層それを行ふことを宜くしない者である私は決してそれを能くする一人であると言ふ考てこれを申すのではありませぬ成るべく諸君と共に只今申上げた理想に従て進みたいと云ふ希望を述ふるに過ぎないのであります御互に斯の如き希望を持つて行動をなし斯の如き希望に対して自から疾しい所かないやうにして孜孜汲汲として進んで行つたならば先刻御話のありました立派な「ラヂウム」か自から備はる而して之を善く使用すると社会の不健全なる分子を同化して益々光を添えて来ることになりはしないかと思ふのであります之に反しまして自ら修養を積まないて大言壮語を為し又社会に対して罵詈攻撃を敢てしたところてどうしたつて之に服する者はないのであります

而して自分か先つ修養を積んだ以上は黙つて居つて実行を主とするのか肝要であります多分南洲翁の詩であつたかと思ひます「才子元来多過レ事。議論畢竟世無レ功。誰知默默不言裡。山是青青花是紅」と云ふ句かあつたやうに記憶して居る徒に大言壮語すると云ふ事は決して世を益し己を益する所以てはないと思ふのであります

終りに一言致します兎角吾吾司法官の地位にある者は没常識であると云ふ非難を受けます加之総て法律を研究する者は世間から嫌忌せらるるの傾向もあるやうでありますか其当否は暫らく措きまして兎に角中には高尚なる品性を以て線縦(操)せられざる法律の知識を悪用して社会を毒する者かあるのは

不幸にして事実であります此学長先生の下に養成せられた諸君か世の中に立つて社会に対して害悪を流されるやうなことの無いのは私固く信して疑はないのでありますか希くは十分自重せられて将来の航海を最も安全に成就して目的港に達せられるやうに希望するのであります(拍手)

次に学員木下謙次郎氏は左の祝辞を述べられ

私は明治二十五年の本大学の卒業生でありまして奥田先生只今の御演説中にありました通り本校創立当時下宿屋の二階にねておりながら極めて楽に謂はは(ただ)同様に卒業の出来た時代の出身であります勿論私一個としては先生の此御演説に多少の不服がありますと申しますのは当時先生には私犯法と親族法の受持てあられましたか私は一生懸命勉強したにも拘はらず右二科とも僅に及第点を取りた位で中卒業証書を(ただ)貰ふた杯(杯)とは考へておりません併し奥田先生ともあるふ人か虚言のあるへき筈はないのでありますから如何に私か勉強しましても私の頭か悪かつたので実は先生としては大まけにまけてやつて所謂(ただ)同様に証書を呉れたのであるふと考へます

果して左様であるならば此時代の粗製濫造品たる私か現今では學術も非常に進歩し卒業証書の如きも中中厳格なる試験を経ねはならぬ今日の卒業生諸君に演説すると云ふことは甚た不似合ひと存しますか折角学校よりの命令もありましたこととてすから一言所感を述へて祝辞に代へたいと考へます何卒其思し召しにてお聞きを願ひます

私は只今高楠博士の人格論の御演説を承り敬服致したのでありますか博士の御議論の主旨は人間としての理想は絶対の高き所に置くべきであるか処世の出発点は先づ低い所の実際に触れなければならぬと云ふお話しして洵に御同感であります現に卒業生諸君の眼前に横はる問題は生活の問題、職業の問題であります若し諸君の中に生活並に職業に拘束せらるる必要な人ありとするも社会並に国家に対する責任を逃れる訳にはまゐりませぬ故に卒業生諸君の今後は生活問題、職業問題乃至は社会国家に対する関係より其境遇はこれまでと違ひ非常に複雑に成りますことは免れぬことであります

高楠博士は人格の力を絶対的のものに認められました実に(ナポレオン)流に人の意思の力によりて或程度までは境遇及び運命を支配し得べく若しも人格か運命に征服される場合ありとせば人格も亦た運命の一部に外ならずとの解釈により絶対人格を認め得べきやに考へられます併し私の謂んとする所は卒業生今後の生活は従来与生活と違ひ運命並に境遇の力か一層密接なる関係を有する者なることを申上げたのであります

而して此点に付ては卒業生諸君に於ても既に十分の注意を払つてあり現に卒業生総代より学長の訓示演説に対する只今の御答辞の中に世界の大戦を説かれ帝国発展の機運を論じ此好機運に卒業したる者は此機運を利用して努力奮闘すへしとの主旨を承り大に満足を致したものであります即ち此千歳一遇の好時機に於て高楠博士の所謂人格の完成を為し社会に出

られることは甚だ好き運命、好き境遇にてあらせられることを第一著にお祝ひ申すのであります

而して帝国発展の機運か戦争終了後何年位持続すべきものであるかと云ふに日清、日露両戦役後の実際に徴して考ふれば今後十年間位は持続の出来るものと信じて居ります而し学校の卒業生か卒業後社会に出て働く時間はどの位であるかと云ふに平均二十ヶ年間位と見たら宜からふと思ふのですか先刻泉二博士の御演説の言葉を藉りて言ふと今日の卒業式は船艦の進水式であると云はれましたか日本の海軍は船艦の生命を進水後二十年間と決定してあります然らば日本か此大局の影響より進む期間二十年卒業生の活動期間二十年間船艦の生命二十年間即ち此二十年と云ふ事は諸君に取りて即ち今年の卒業生諸君には重大なる意味を持ちて居るのであります諸君の生涯は帝国の好機運に乗して運命を拓く為めに一生涯順風に帆を揚げて航海せられる様なもので今日の卒業式は何にか特別の意味を持つものの如く感せられるので真に目出度き事と申上げたのであります実に御答辞の中にありし如く此機運に乗して奮闘努力せは何事か成功せざらん哉と考へますのであります

尚ほ私は此奮闘努力と云ふ事に付き一言を費やしたいと思ひます夫れは敵国独逸の事であります御承知の通り独逸は元来天恵に富みた国ではないのでありますか夫れか今日の隆盛を致した原因は独逸人上一一致の奮闘努力に依るは勿論ですか私共の最も敬服するは其奮闘努力か凡て組織的て勉強に少

しの無駄のないこととあります即ち精力の経済と云ふことに非常の注意を払ふて居ることとあります

而して精力の不経済と云ふことに付き卑近の例を申上げますか夫れは中学校の博物科に於て御承知の走り蜘蛛のことであります走り蜘蛛は草の間を走り歩いて子供を育てるのでありますか玉子を生むと自ら糸を出して之をまるめて自ら抱いた儘に保護して居りますか試みに其玉子を取り去りて紙を捻つて丸めて与へますと之を玉子と取り違へて一生懸命に保護し余り精力を浪費し到頭生命を墮すこともあると云ふことですか即ち智識の指導を欠きたる奮闘努力は往往危険であると云ふのであります

人間も個人として又は国家として走り蜘蛛の真似を致し居ること少なからず諸君はパーレーの万国史でおなじみの「メソポタニヤ」の「バベル」の塔や埃及の「ピラミッド」の如き疑もなく走り蜘蛛の芸当であると考へられます又余り歴史上の事を引きましても現に品川に在ります例の旧式の台場ですかあれは攘夷の目的により土一升金一升と云はれる程の高い代価を払ふて幕末に築かれたのでありますか若しも鎖国攘夷か目的通り達せられたならば日本今日の進歩と文明は到底得られぬ訳で今日より考へて見れば随分馬鹿氣た仕事で矢張り走り蜘蛛の働きに似たものであります

私は前に申しました通り独逸今日の隆盛は其奮闘努力により而して其奮闘努力の方法か組織的にして精力の経済に非常の注意を払ひ居ることに敬服し諸君の御答辞中の奮闘努力の

御決心に対し御注意を申上げた次第であります

希くは此機運に乗し個人としての御成功は勿論國家の爲にも大に貢献せられんことを祈る次第であります

次に學員若尾璋八氏は左の祝文を朗読せられ

本日母校ノ第三十一回卒業証書授与式ヲ挙行セラルルニ際シ新卒業生諸君ニ対シテ祝辞ヲ述フルハ予ノ光榮トスル所ナリ

諸君ハ是ヨリ母校ヲ出テテ社会ノ各方面ニ活動セラレントス前途ヲ想像シ意氣軒昂天ヲ衝クノ概アルト同時ニ面前ニ横ハレル幾多ノ障礙ヲ見レハ又憂心忡忡タルモノアルヘシ予ノ母校ヲ出テ実業界ニ入りテヨリ茲ニ二十有余年碌碌未タ爲スナシト雖モ一日ノ長アル故ヲ以テ其見聞ヲ一言センカ

世上動モスレハ就職難ノ声ヲ聞ケトモ事業家ハ却テ其人ナキヲ嘆シ人材ヲ求ムルコト早覺モ音ナラサルカ如シ需要供給兩者ニ此ノ如キ懸隔アルハ何ノ故ソヤ近時学生間ノ風潮ヲ觀ルニ往往シテ其与ヘラレタル位地ヲ卑シトシ其受クル俸給ヲ過少ナリトスルノミナラス甚タシキニ至テハ父母ノ膝下ヲ離ルルヲ厭テ京地ヲ去ルニ忍ヒスト為ス者アリ其学フ所ヲ活用シ其志ス所ヲ達成セントスル者ニシテ斯ル痴態ヲ演シ尚ホ就職難ヲ訴フルモ誰カ之ニ耳ヲ傾クルモノアランヤ抑モ高キニ登ルハ卑キヨリセサルヘカラス時ノ古今ヲ論セス洋ノ東西ヲ問ハス大ナル成功者ハ多ク微賤ヨリ起リ其志ヲ立ツルヤ不屈不撓奮闘努力シテ以テ大成シタルモノナラサルハナシ

諸君ハ今ヤ諸講師ノ薰陶ニ依リ優秀ナル成績ヲ以テ母校ヲ



出テ又先輩諸氏ノ斡旋ニ拠リ就職ノ難関ヲ通過セラレタル者  
 尠カラスト云フ是ヨリ応ニカムヘキハ前人ノ譽ニ倣ヒ誠心誠  
 意以テ其職分ニ尽瘁スルニ在ルノミ若シ夫レ世路ノ崎嶇タル  
 ハ固ト当然ノ事ニ属ス諸君ハ今後幾度カ蹉跌シ幾度カ顛倒ス  
 ルコトアラン然レトモ是レ深ク意トスルニ足ラス成功ノ曙光  
 当ニ是ヨリ生スヘシ諸君ハ母校ニ於テ修得シタル品性ト学識  
 トヲ武器トシ須ク努力スヘシ須ク奮闘スヘシ予ハ此一語ヲ以  
 テ諸君ニ対スル餞ト為サント欲ス

大正五年七月六日

若尾璋八

以上孰れも拍手の間に終を告げ是を以て式を閉ち来賓には別室  
 に於て立食の饗応あり次て卒業生並に講師諸先輩は記念の撮影  
 を為し其より新旧學員の懇親会を開き學員会評議員林頼三郎氏  
 は新學員歓迎の挨拶を為し続て新旧學員交々立て数番の演説を  
 試み各自歡を罄して散会したるは午後六時を過ぐ当日の来賓中  
 重なる者は池田四郎次郎、今泉来蔵、橋本久太郎、春山泰治、  
 原嘉道、林頼三郎、早川方明、花園兼定、鳥山喜一、大沢朝吉、  
 太田資時、大場茂馬、荻村錦太、金杉英五郎、高楠順次郎、高  
 津鉄三郎、辻井喜太郎、安田善三郎、矢部廉、柳沢慎之助、前  
 田多蔵、前田定之介、手塚光貴、荒木捨作、新井要太郎、真田  
 鶴松、三宅徳業、三宅高時、島崎弥三吉、清水潔、塩谷恒太郎、  
 清水泰次郎、広井辰太郎、本宮辰次郎、元田肇、泉二新熊、杉  
 浦重剛、鈴木宗兵衛、杉程次郎等の諸氏にして又學員懇親会に  
 出席したるは新卒業生諸氏の外岩田匡彦、乾喜代八、石沢久五  
 郎、馬場豊三郎、西島佐吉、堀江秀、千葉彦治、岡田泰蔵、岡

田淳司、尾崎周蔵、小山残平、大松直重、若尾璋八、河野秀男、  
 川島仟司、川手忠義、神田常吉、柏木藤太郎、梶尾四平、高野  
 金重、高木銑次郎、田辺喜一、竹内幸次、辻本友次郎、卜部喜  
 太郎、内田清吉、胡桃正見、黒田穰、窪田関太郎、窪田欽太郎、  
 山本角之助、矢淵義太郎、松本房之助、近藤恵次郎、小泉矩、  
 後藤伝兵衛、永滝久吉、朝比奈孝一、安藤亮、天野徳也、天野  
 武雄、佐藤三吾、佐藤駒太郎、佐藤正之、坂本万作、木下謙次  
 郎、三宅碩夫、水野博徳、宮崎三郎、志賀三行、柴田元一、日  
 永悌三、毛利文質、瀬下清通、鈴木敬義、鈴木庄助の諸氏なり  
 卒業生姓名左の如し

法科大学部（英法科）

青森県士族 今 圭一 兵庫県平民 大西 光治

東京府士族 小山 敏 東京府平民 新田 法教

支那留學生 朱 章 宝 岐阜県平民 田中 真守

巖手県平民 八重樫治郎蔵

同（独法科）

東京府士族 宮本 信彦 石川県平民 辻 外彦

岡山県平民 岡本文次郎

法科専門部

和歌山県平民 井上豊太郎 岡山県平民 藤原 毅

和歌山県平民 秋月 集一 三重県平民 東 正太郎

和歌山県平民 浜野徹太郎 奈良県平民 竹野竹三郎

岡山県平民 平尾縫太郎 福岡県平民 大内田吉五郎

鳥取県平民 森 武喜 岡山県平民 横見 一任

広島県平民	藤川 卓郎	香川県平民	宮武 能孝	東京府平民	田中 憲伍	福島県平民	真船 和助
高知県平民	谷本 貞雄	栃木県平民	大川 貞三	福島県士族	杉原 定寿	富山県平民	白田 政龍
長崎県平民	山田 半蔵	三重県平民	小林 種吉	愛知県平民	山田鈴太郎	富山県平民	岡本八右衛門
千葉県平民	佐久間 静	富山県平民	金子光太郎	宮城県平民	兵藤 市助	千葉県平民	西山 得郎
兵庫県士族	近藤 嘯雷	富山県平民	友杉文太郎	福島県平民	西坂鎌三郎	和歌山県平民	田上 隆之
東京府平民	長 喜美	埼玉県平民	島村 鋭郎	大分県平民	木村 鷹喜	静岡県平民	小林 正
愛知県平民	岡田 藤吾	岡山県平民	池田 久助	広島県平民	岸田 薫三	支那留学生	秦 毓 鍾
東京府平民	田村 朝一	福岡県士族	斎藤 春三	熊本県平民	開 寅喜	熊本県平民	下田 三郎
岐阜県平民	堀部 小一	巖手県平民	長瀬興二郎	岡山県平民	岡 照太	福岡県平民	垣替 俊隆
静岡県平民	馬場 幸吉	東京府平民	則武 栄一	三重県平民	上林 広次	支那留学生	楊 友 熙
岡山県平民	森岡 信二	支那留学生	陳 保 焯	支那留学生	黄 子 静	鹿児島県士族	池田 政徳
岐阜県平民	石井 三郎	岡山県平民竹井小野右衛門	兵藤四郎吉	茨城県平民	皆川 利一	新潟県平民	中島 守一
香川県平民	小島 勇平	愛媛県平民	矢花三男人	高知県平民	坂本賢二郎	愛知県平民	都筑 順一
秋田県平民	本間 虎治	長野県平民	伊藤 嘉光	岡山県平民	安達 襄	埼玉県平民	鯨井政次郎
東京府平民	佐藤喜兵衛	千葉県平民	東 義孝	宮城県平民	阿部 正吉	千葉県平民	渡辺 浜吉
鳥取県平民	寺坂 銀蔵	北海道庁平民	入江義之助	支那留学生	徐 新	茨城県平民	橋本 一造
山口県士族	善甫 良一	神奈川県平民	前田 一雄	茨城県平民	青山 一	東京府士族	斎藤 芳男
千葉県平民	国藤 嘉吉	鳥取県平民	夏 国 瑞	北海道庁士族	松倉 重春	新潟県平民	高沢精一郎
東京府平民	東郷 文雄	支那留学生	峰村 多丈	福岡県平民	坂口 徳蔵	長野県士族	横瀬 強
沖縄県士族	岸本 幸厚	長野県平民	田島 隆	広島県平民	森 忠衛	東京府平民	泉 行
鹿児島県平民	重 都与永	東京府士族	高木 清	福岡県平民	高原与一郎	北海道庁平民	鳥井喜一郎
石川県平民	荒木 勇吉	群馬県平民	稲垣 利雄	栃木県平民	柳田 貞吉	支那留学生	林 驥
東京府平民	堀 鎮治	京都府平民	岩木 正太	千葉県平民	太田徳太郎	山口県士族	井原 恭輔
広島県平民	木村 尹隆	鹿児島県平民	正太	愛媛県平民	長野政次郎	支那留学生	姜 作 霖

岡山県平民 大森 類治 支那留学生 彭 禹

支那留学生 楊 赫 坤

経済科大学部

広島県平民 松岡 一衛 滋賀県平民 田中丑之助

秋田県平民 小林 泰助 岡山県平民 仲田光三郎

広島県平民 高垣 庫一 和歌山県士族 鳴神 亮三

支那留学生 何 羽 道 支那留学生 歐 陽 魁

支那留学生 李 任 支那留学生 楊 照 離

経済科専門部

東京府士族 土岐 利彦 巖手県平民 加藤 正憲

東京府平民 長田 盛義 東京府平民 伊藤美太郎

熊本県平民 西 武雄 山梨県平民 清水 禄造

愛媛県平民 豊田 玄房 東京府平民 三浦敬次郎

新潟県平民 今井鑑一郎 宮城県平民 本田 善平

東京府士族 長田 貞三 福岡県平民 村瀬 定重

静岡県平民 島田久太郎 東京府平民 渡辺要之助

支那留学生 張 時 欽 東京府平民 木村 茂作

福岡県平民 金田 高濤 熊本県平民 岩美 茂

群馬県平民 荻原甚五郎 支那留学生 陳 其 尤

鹿児島県平民 新 情二 千葉県平民 尾形恒次郎

東京府平民 岩田 愛 支那留学生 孫 宝 鐘

大阪府平民 三角 信道 支那留学生 喻 培 中

支那留学生 方 元 侃 支那留学生 李 錦

朝鮮士族 李 定 九 島根県平民 大久保久三

商科大学部 広島県士族 戸田 正気 巖手県平民 佐々木智一

愛知県平民 天野 正厚 三重県士族 柴山 正男

静岡県士族 飯田 規一 滋賀県平民 清水 佐七

千葉県士族 今泉 政 巖手県平民 小野寺清雄

兵庫県平民 中村 逸雄 千葉県平民 野呂 正己

巖手県士族 渋谷 竜馬 岡山県平民 藤原 此一

東京府士族 大野蔵六郎 茨城県平民 塙 久雄

商科専門部

石川県平民 浜井 清 青森県平民 竹浪恒三郎

長野県平民 市川 和 朝鮮士族 姜 翊 周

東京府士族 児玉 秀雄 滋賀県平民 北川金次郎

優等生姓名左の如し

英法科大学部第三年級

優 等 生 今 圭一 優 等 生 大西 光治

独法科大学部第三年級

優 等 生 宮本 信彦

法科専門部第三年級

優 等 生 井上豊太郎 優 等 生 藤原 毅

優 等 生 秋月 集一 優 等 生 東 正太郎

優 等 生 浜野徹太郎 優 等 生 竹野竹三郎

優 等 生 平尾縫太郎 優 等 生 大内田吉五郎

経済科大学部第三年級

特別賞品受領者松岡 一衛 優 等 生 田中丑之助

経済科専門部第三年級

特別賞品受領者土岐 利彦

優等生 加藤 正憲

優等生 宇賀 重勝 優等生 佐々木亮次  
優等生 下井 干城 優等生 安慶名徳潤

優等生 長田 盛義

経済科専門部第一年級

商科大学部第三年級

特別賞品受領者戸田 正気

優等生 佐々木智一

商科大学部第一年級

優等生 天野 正厚

優等生 柴山 正男

優等生 加藤季八郎

英法科大学部第二年級

優等生 金坂新次郎

実業同窓会特別賞品受領者  
商科大学部 第三年級 戸田 正気  
商科大学部 第一年級 加藤季八郎

法科専門部第二年級

給費生 柴田甲四郎

優等生 黒田 常助

○学年試験問題 去る六月十五日より開始同二十八日を以て  
終了したる大正五年度学年試験問題は左の如し

優等生 鈴木 梶江

優等生 河村 善吉

優等生 藤村 英

優等生 板井 一治

経済科専門部第二年級

給費生 中村 格郎

優等生 波多江善下

優等生 山本 長吉

優等生 野村 周治

商科大学部第二年級

給費生 小田 一行

特待生 鷹野 茂雄

英法科大学部第一年級

給費生 小八重直三郎

一 憲法ニ関スル所感ヲ述ヘヨ

法科専門部第一年級

給費生 広瀬 正雄

特待生 黒川 博

特待生 木戸時之助

優等生 後藤久馬一

優等生 竹内 亀市

優等生 佐々木亀三郎

優等生 木村 信一

優等生 高井 忠夫

第一 刑法総論(大場講師出題)  
第一 刑法解釈ノ原則ヲ説明セヨ

憲法(美濃部講師出題)

一 憲法及皇室典範ヲ改正スルニハ如何ナル手續ヲ要スルカ

二 枢密院ノ性質及権限ヲ問フ

三 議會ノ協賛權ト承諾權トノ異同ヲ問フ

四 法律ノ形式的効力トハ何ヲ謂フカ

憲法(上杉講師出題)

一 憲法ニ関スル所感ヲ述ヘヨ

刑法総論(谷野講師出題)

一 刑ノ免除事由ヲ説ク可シ

二 瘡唾者ヲ勸誘シテ人ヲ殺サシメタル者ノ処分ヲ論ス可シ

刑法総論(大場講師出題)

第二 責任ナル文字ニ関シ三個ノ意義ヲ簡單明瞭ニ別記セヨ

民法総論 (仁井田講師出題)

- 一 権利ノ性質ニ関スル学説ヲ論評スヘシ
- 二 法人ノ性質ヲ説明スヘシ

(鳩山講師出題)

- 一 無権代理人ノ為シタル契約ノ相手方ハ無権代理人ニ対シテ如何ナル権利ヲ有スルカ、其権利ノ内容、権利発生ノ要件及ヒ法律カ此権利ヲ認メタル理由ヲ説明セヨ
  - 二 時効中断ノ効力ヲ生スル承認ヲ為スニハ時効ノ進行セルコトヲ知ルコトヲ要スルカ理由ヲ付シテ答ヘヨ
  - 三 所有権ヨリ生スル所有物返還ノ請求権ハ消滅時効ニ因リテ消滅スルヤ否ヤ理由ヲ付シテ答ヘヨ
- 以上三問ノ内二問ヲ選択シテ答ヘヨ

民法総論 (三宅講師出題)

- 第一 無能力者ヲ列挙シ其者ノ為シタル法律行為ノ効力ヲ説明スヘシ
- 第二 無権代理人ノ為シタル法律行為ノ本人ニ対スル効力ヲ説明スヘシ
- 第三 左記三問中其一ヲ選ビ答フヘシ
  - イ 法人ニ不法行為能力アリヤ
  - ロ 意思表示ノ成立要件タル表示意思トハ何ソヤ
  - ハ 随意条件付法律行為ノ効力ヲ問フ

物権法第一部 (西川講師出題)

- 一 相続ニ因リ不動産物権ヲ取得シタルトキハ登記ナクシテ之

ヲ第三者ニ対抗スルコトヲ得ヘキヤ

- 二 乙カ甲所有ノ時計一個ヲ窃取シテ占有シタル処甲ハ私力ヲ以テ乙ヨリ其時計ヲ取上ケタリ乙ハ占有回収ノ訴ニ依リ甲ヨリ右時計ヲ取戻スコトヲ得ルヤ
- 三 継続地役権ト不継続地役権トノ差異及之ヲ區別スル実益如何

物権法第一部 (飯島講師出題)

- 第一 物権得喪変更ノ原因ヲ説明スヘシ
- 第二 占有訴権ト本権訴権トノ關係ヲ説明スヘシ

債権総論 (石坂講師出題)

- 一 債権者取消権ノ性質ヲ論スヘシ
  - 二 連帯保証ノ効力ヲ説明スヘシ
  - 三 債権譲渡ノ通知ト承諾トカ効力ヲ異ニスル理由ヲ説明スヘシ
- 右三問ノ中二問ヲ選択シテ答フヘシ

債権総論 (須賀講師出題)

- 一 選択債務ト種類債務トノ差違ヲ説明スヘシ
- 二 保証人カ債権者ニ対シ有スル抗弁権ヲ説明スヘシ

親族法 (奥田講師出題)

- 一 姻族トハ何ソ
- 二 嫡出子、庶子及ヒ私生子ノ區別ヲ説明スヘシ
- 三 尊属及ヒ卑属ノ區別ヲ説明スヘシ

親族法 (牧野講師出題)

- 第一 継父ハ継子ヲ養子ト為スコトヲ得ルヤ

第二 未成年戸主ノ母ハ其家ニ留マリテ他ヨリ夫ヲ迎フルコトヲ得ルヤ

経済学(金井講師出題)

第一 地理的分業ノ二種ヲ弁別スヘシ

第二 循環ノ觀念ヲ明カニシ併セテ経済市場ノ何タルヤニ言及スヘシ

経済学(杉講師出題)

一 需要供給ノ法則適用ノ範圍ヲ説明スヘシ

二 取引所トハ何ソ其ノ利害ヲ評論セヨ

三 時間払賃銀ト出来高払賃銀トノ利害得失ヲ説明セヨ

右ノ内二題ヲ選択シテ答フヘシ

和文英訳(広井講師出題)

一 帝国ハ支那ニ対シテ毫モ領土的野心ヲ有セス只支那ノ大市場ニ於テ商業上ノ優越権ヲ獲得センコトヲ希望スルノミ而シテ仮令寸尺ノ土地ヲモ是レヲ友邦支那ニ強要スルカ如キハ帝國ノ意志ニ非ラサルナリ

二 欧洲大戰終了ノ後ニ戦争ノ創痕ヲ癒センカ為メニ欧洲人カ大挙シテ東洋ニ移住スルニ至ル可シト論スル者アルモ予ハ是レヲ信スル能ハサルナリ

コンモンロー(二上講師出題)

1. Compare the double system of rights in the English Law with the similar dualism in the Roman Law.

2. Explain the nature of

a) contingent remainder. b) fee simple. c) lien.

3. Discuss the independent existence of the right of pecuniary condition.

4. What is meant by

a) L.R.5Ch. b) rule against perpetuities  
c) Lord Campbell's Acts d) undue influence  
e) foreclosure of mortgage?

5. Give a summary of the Law of intestate succession to personal property.  
(property)

6. Define

a) heir b) estoppel in pais c) good will d) reversion

7. What derogatory publications are actionable per se?

8. When is a person held responsible for another's conduct on the ground of imputation?

独逸刑法(武田講師出題)

第一

1. Man hat Versucht, die Kausalität der Unterlassung nachzuweisen.

So die Ansiecht Bindings: Vor der Unterlassung waren vorhanden positive Bedingungen, die zum Erfolge hinstreben,

z. B. die Schwäche des Kindes;

negative Bedingungen, die ihnen das Gleichgewicht hielten,

z. B. die mütterliche Fürsorge;

Die Unterlassung enthält nun eine Unterdrückung des

Willens zur Hilfe und damit eine Vernichtung der negativen Bedingungen, ist also eine positiv wirkende Kraft.  
Sog. Interferenztheorie.

Über eine Unterdrückung des Willens zur Hilfe ist nicht in jeder Unterlassung entkaten (Fahrlässigkeit!) und wo sie vorhanden ist, da ist nur der innere seelische Vorgang positiv, nach auszen tritt nur das negative, das Nichttun, hervor, während doch der Kausalsammenhang lediglich etwas Aeuszeres ist.

## 第二

### 1. Der Verbrecher.

„Täter“ im weiteren Sinne ist jeder, dessen Handlung ein Verbrechen ausmacht Strafarer Täter, Verbrecher, ist jedoch nur derjenige, hinsichtlich dessen auch die persönlichen Strafbarkeitsbedingungen gegeben sind; deren Fehlen bedeutet einen „persönlichen Strafausschliessungsgrund.“  
Wenn ein solcher zur Seite steht, der ist, auch wenn er eine „strafbare Handlung“ begangen hat, doch kein „Verbrecher.“

### 第三 正当防衛ノ要件ヲ説明セヨ

以上中第二問第三問ハ其ノヲ選択スヘシ

独逸民法 (春木講師出題)

(Mann darf auf deutsch oder auf japanisch antworten.)

1. Mann definiere Rechtsgeschäft.
2. M. hat dem Uhrmacher N. angeboten ihm unbrauchbare

Uhren zum Metallwert abzukaufen; N. schickt dem M. fünf derartige Uhren; M. einschmilt die Uhren, ohne dass er dem N. keine Antwort gegeben hat. Ist der Vertrag zwischen M. und N. zu Stande gekommen?

(Die Antwort soll mit Gründen versehen werden.)

3. Kann A. die Dereliktion eines Diamanten; der von ihm für Glas gehalten, deshalb weggeworfen, aber von B. erkannt und occupiert wurde, anfechten?

(Die Antwort soll mit Gründen versehen werden.)

## 法科第二年度

刑法各論 (牧野講師出題)

- 第一 虚無ノ人ノ名義ヲ以テ文書ヲ作成スルハ文書偽造ナリヤ
- 第二 売渡抵当ノ目的ヲ以テ自己ノ所有名義トナシタル他人ノ不動産ヲ第三者ニ売却スル行為ハ如何ナル犯罪ヲ構成スルヤ

刑法各論 (泉二講師出題)

- 第一 債務者債権者ノ隙ニ乗シ自己名義ノ借用証書ニ於ケル金額ヲ変更シテ減記シタリ其処分如何
- 第二 詐欺取財罪ノ要素ヲ説明ス可シ

物権法第二部 (富井講師出題)

- 一 甲者或動産ヲ修繕セシメ未タ其料金ヲ払ハサル内更ニ之ヲ乙ニ質入セリ此場合ニ於テ乙ハ其動産ニ付キ優先弁済ヲ受ケルコトヲ得ルヤ
- 二 抵当権ノ目的物ハ何故ニ不動産ニ限ルヤ

物権法第二部 (横田講師出題)

一 質権者ハ権利ナクシテ質物ヲ占有スル者ニ対シテ回復ノ請求ヲ為スコトヲ得ルヤ

二 抵当権者ハ元本ノ外延滞利息ノ全額ニ付キ抵当不動産上ニ優先権ヲ行フコトヲ得ルヤ

債権各論(末弘講師出題)

一 市有電車ニヨリテ轢殺セラレタル甲ノ父乙カ市長ニ対シテ損害賠償ノ訴ヲ為スニハ如何ナル事実ヲ主張シ且立証スルコトヲ要スルカ

二 甲ハ其愛馬池月ヲ一千円ニテ乙ニ売却セリ然ルニ翌日丙カ金一千五百円ヲ以テ同馬ヲ買受クヘキコトヲ申出テタルニヨリ甲ハ未タ乙ニ対シテ馬ノ引渡ヲ為シ居ラサルヲ奇貨トシテ其申込ニ承諾セリ而シテ丙ニ対スル履行亦未タ終ラサルニ先立チ一夜落雷シテ馬死セリ依テ甲ハ民法第五百三十四条第一項ヲ理由トシテ乙ニ金一千円、丙ニ金一千五百円ノ代金請求ヲ為セリ甲ノ請求ハ正当ナリヤ

三 甲ハ其所有家屋ヲ乙ニ売却セリ同家屋ハ従来肺結核患者ノ居住セルモノニシテ一旦消毒ノ上ニアラサレハ居住ニ適セサルモノナリ然ルニ売買締結ノ際乙カ念ノ為メ斯クノ如キ病者居住ノ事実ナカリシヤヲ糺シタルニ甲ハ為メニ売買ノ不成立ニ終ランコトヲ恐レテ之ヲ否認セリ依テ乙ハ安シテ此家屋ニ居住セルニ其後幾何モナクシテ肺結核ニ罹リ医師ハ其家屋ヨリ伝染セルモノナルコトヲ証言セリ此場合ニ於テ乙ハ甲ニ対シテ損害賠償ノ請求ヲ為シ得ルカ

相続法(島田講師出題)

一 他家相続ノ特質ヲ説明セヨ

二 家督相続ト遺産相続トノ差異ヲ説明セヨ

商法総論及商行為(青山講師出題)

一

イ 商号ノ「真実」トハ何ソ

ロ 呉服商ニシテ「肴屋」トイフ商号ヲ選定シ登記スルコトヲ得ルヤ

二 投機購買ニ於ケル讓渡ノ意思ニ対シ公然性ヲ要ストハ何ソ

三 甲者アリ軍需品ノ供給契約ヲ某国官憲ト締結シタルニ資金充分ナラサリシカ為メニ其融通ヲ乙者ニ仰ケリ甲者乙者間ニ成立シタル消費貸借ニ付テ乙者ハ当然利息ノ請求ヲナスコトヲ得ルヤ

以上三題中二題選択

商法総論及商行為(片山講師出題)

一 支配人ノ競争禁止ト代理商ノ競争禁止トノ異同ヲ説明スヘシ

二 荷送人甲ノ所持スル貨物引換証ヲ盗取シタル乙カ甲名義ニテ丙ニ裏書シ丙ハ善意無過失ニテ之ヲ取得シタル荷送人甲ハ到達地ニ到着シタル運送品ノ返送ヲ運送人ニ命シ丙ハ其ノ到達地ニ於テ引渡ヲ請求セリ運送人ハ丙ニ引渡スヘキヤ将タ返送スヘキヤ

会社法(松本講師出題)

一 会社法ニ於ケル有限责任トハ何ソ

二 某株式会社ノ資本金十万円、前年度法定準備金一万円、積



極財産総額二十万円、債務総額八万円トス商法ノ規定ニ依リ  
テ利益配当案ヲ作ルヘシ

会社法（佐竹講師出題）

一 左ノ事項ノ性質ヲ述フヘシ

イ 工事利息

ロ 株式ノ消却

ハ 持分

二 新立合併ノ場合ニ新立会社ノ成立スル時期如何

手形法問題（須賀講師出題）

一 保証ノ効力ヲ説明スヘシ

二 甲乙両者間ニ売買成立シ買主甲ハ其代金支払ノ方法トシテ

乙宛約束手形ヲ振出シ売主乙ニ交付シタルモ其後甲ハ乙ノ債

務不履行ヲ原因トシ適法ニ右売買契約ヲ解除セリ然ルニ乙ハ

該手形ヲ丙ニ裏書譲渡シ更ニ丙ヨリ戻裏書ヲ受ケ其所持人ト

ナリ満期日ニ至リ甲ニ対シ之カ支払要求ノ呈示ヲ為シタリ此

場合ニ於テ甲ハ之カ支払ノ責ニ任スヘキモノナルヤ

手形法（片山講師出題）

第一 単純ナラサル参加引受ノ法律上ノ効力如何

第二 支払人、引受人、裏書人ハ予備支払人ト為ルコトヲ得ル

ヤ若シ得ルモノトセハ其効果如何若シ得サルモノトセハ其理

由如何

民事訴訟法第一編（細野講師出題）

第一 管轄ノ合意ヲ説明ス可シ

イ 訴訟委任ニ於ケル代理権発生ノ原因及ヒ代理権ノ範囲ヲ  
説明ス可シ

ロ 口頭弁論主義ヲ説明シ現行民事訴訟法ノ主義ヲ明ニス可  
シ

（以上イ、ロハ其一ヲ選択ス可シ）

民事訴訟法第一編（前田講師出題）

一 訴訟告知ノ効力ヲ説明スヘシ

二 訴訟能力欠缺ノ効果ニ付キ説明スヘシ

三 裁判上ノ自白ノ要件及ヒ効力ヲ説明スヘシ

右ノ内二題選択

刑事訴訟法（林講師出題）

一 土地管轄ノ標準如何

二 被告人ノ刑事訴訟上ノ地位ヲ論述スヘシ

三 故障ノ要件ヲ列挙シ之ヲ説明スヘシ

平時国際公法（立講師出題）

一 国際法上ニ於ケル勢力範囲ノ意義ヲ明カニシ先占トノ関係

ニ論及スヘシ

二 条約ノ批准ノ国際法上ノ効果ヲ問フ

平時国際公法（中村講師出題）

一 外国領海内ニ在ル船舶ノ権利義務如何

二 軍艦ノ治外法権ヲ説明セヨ

戦時国際公法（中村講師出題）

一 交戦国ハ如何ナル場所ニ水雷ヲ敷設スルコトヲ得ルヤ

二 交戦国ノ傷病者カ中立国ニ入りタルトキハ中立国ハ如何ニ

之ヲ取扱フヘキヤ

戰時国際公法 (遠藤講師出題)

交戦国間ノ条約ニ及ホス開戦ノ効果ヲ説明セヨ

民事実習 (三橋講師出題)

甲者乙者ノ指環ヲ窃取シ其細工ヲ丙ナル宝石商ニ依頼シ丙者ハ加工セシカ未タ細工賃ノ支払ヲ受ケサル裡ニ所有者乙ヨリ所有權ヲ主張シ指環ノ引渡ヲ請求シ来レリ知ラス丙者ハ甲者ニ対スル債權ヲ理由トシテ指環ノ引渡ヲ拒ミ得ルヤ

刑事実習 (林講師出題)

豪雨ノ為メ河川出水シテ堤防崩壊セントス甲者之ニ因リ自己ノ受クヘキ災厄ヲ免レンカ為メ下流ニ於ケル堤防ヲ決潰シ其地方ニ大洪水ヲ生セシメタリ刑事上ノ責任如何

英文和訳 (岡田講師出題)

1. It carried him back, upon the instant, to a certain fair day in a fisher's village: a boy going to and fro, busied over head in the crowd and divided between interest and fear, until, coming out upon the chief place of concourse, he beheld a booth and a great screen with pictures, dismally designed, garishly colored: Brownrigg with her apprentice; the manning's with their murdered guest; Wears in the death-grip of Thurtell; and a score besides of famous crimes.

2. He opened the door and went down-stairs very slowly, thinking to himself. His past went soberly before him; he beheld it as it was, ugly and strenuous like a dream, random as chance

—medley—a scene of defeat. Life, as he thus reviewed it, tempted him no longer; but on the further side he perceived a quiet haven for his bark.

和文英訳 (岡田講師出題)

一 私ハ父ノ病氣ノ為メ小川教授ノ民法ノ講義ニ二時間欠席シタノテ試験ノ準備ニ困ツテ居ルカラ土曜日ノ晩ニ君ノ筆記ヲ貸シテ下サイマセンカ

二 華盛頓ヨリノ信スヘキ報道ニヨレハ北京ニ於ケル米国公使館ハ近近大使館ニ昇格サルルタラウト云フコトテスカ多分列強モ米國ノ例ニ倣フテセウ

英国私犯法 (池田講師出題)

1. Explain the following terms;

a. Nuisance

b. Personal wrongs

c. Conspiracy

d. Deceit

e. Fraud

f. Slander and libel

g. Slander of title

h. Qualified and absolute privileges.

2. On what ground, does an action lie for procuring a person under contract with the plaintiff to break his contract?

3. Translate the following sentence into Japanese: —The law of torts, or civil wrongs, is a collective name for the rules gov-

erning many species of liability which, although their subject-matter is wide and varied, have certain broad features in common, are enforced by the same kind of legal process, and are subject similar exceptions.

独逸商法 (太田嘉太郎講師出題)

1. Der zweck dieser Amortisation ist, unter Aufrechterhaltung der Grundvermögens die Zahl der Mitgliedschaftsrechte von Jahr zu Jahr zu verringern. Dies wird zumal bei Aktiengesellschaften praktisch sein, die für ihr Unternehmen nur eine zeitlich beschränkte Konzession erhalten haben, so dass sie nach Ablauf der Zeit ihren Betrieb aufgeben müssen, ihr Unternehmen vielleicht nach den Bedingungen der Konzession an den Staat fällt. (以上邦文ニ訳述スヘシ)

2. Der Vollkaufmann, der in seinem Handelsgewerbe eine Bürgschaft übernimmt oder einen Kreditauftrag erteilt, hat nicht die Einrede der Voransklage, er ist selbstschuldnerischer Bürge. Auch dieser Satz legt Zeugnis ab von dem Selbstbewusstsein des Grosskaufmanns, der auf sein Wort hält und Wohlthaten des bürgerlichen Rechts nicht braucht. (同上)

3. Auch §409, der bestimmt, dass der Spediteur die Provision zu fordern hat, wenn das Gut dem Frachtführer (oder dem Verfrachter) zur Beförderung übergeben ist, präzisiert nur, was die Ausführung des Geschäfts ist. Wenn auf die Übergabe

des Frachtgutes an die Transportperson das Schwergewicht gelegt wird, so erklärt sich dies daraus, dass von da ab die Haftung des Frachtführers beginnt. (同上)

4. Man erkläre das Recht der Lagerscheine. (独文又ハ邦文ニテ解答スヘシ)

英国契約法 (馬場愿治講師)

本法ハ口述試験ヲ行ハレタルニ付キ問題ヲ掲ケス

法科第三年級

行政法 (島村講師出題)

一 左記ニ付キ行政法上ノ性質ヲ説明スヘシ

イ 警視総監

ロ 商業会議所

二 土地収用処分ト徴発処分トノ相違

行政法 (阿部寿準講師出題)

一 左ノ問題ノ中一問ヲ選択シテ答ヘヨ

イ 行政処分ノ成立

ロ 官吏ノ忠実義務

ハ 営造物ノ使用

二 左ノ問題ノ中一問ヲ選択シテ答ヘヨ

イ 公権ノ種類

ロ 行政裁判ト司法裁判トノ関係

ハ 警察ノ觀念

保険法 (青山講師出題)

一 重複保険ト再保険ノ別

二 危険不可分ノ意義

三 左ノ法律格言ノ意義ヲ弁スヘシ

イ 保険料ハ危険ノ対価ナリ

ロ 保険ハ被保険者ヲ富マシムルモノニ非ス

四 物ノ所有者カ第三者ニヨリ自己ノ為メニ既ニ保険契約ノ其物ニ付テ締結セラレタルヲ知ラス從テ他ノ保険者ト契約ヲ締結スルニ至レリ

兩箇契約ノ効力如何

以上四題中二題選択

海商法(市村講師出題)

一 船舶所有者カ商法五四四条ノ二ニヨリ委付ノ登記ヲ為シタル後債権者ノ同意ヲ得スシテ新ニ航海ニ従事セシメタリトイフ此場合ニ於テ船舶所有者ハ債権者ニ対シ如何ナル責任アリヤ

二 汽船カ航行中他船ヲ救助セリトイフ此場合ニ汽船船員ハ救助料ノ請求ニ付キ被救助物件ノ上ニ先取特権ヲ有スルヤ

二題中一題選択

破産法(遠藤講師出題)

一 債権者カ債務者ニ対シ破産ノ申立ヲ為ササル旨ヲ約シタル契約ノ効果

二 破産ノ申立ハ破産宣告後之ヲ取下ケ得ルカ

三 隔地者間ノ売買ニ於ケル売主ノ取戻権ノ性質

四 転得者ニ対スル否認権

以上四題中三題ヲ選択シ簡明ニ之ヲ説明スヘシ

民事訴訟法(第二編乃至第五編)(岩田講師出題)

一 反訴提起ノ要件ヲ説明スヘシ

二 鑑定ノ意義ヲ説明スヘシ

民事訴訟法(第二編乃至第五編)(前田講師出題)

一 権利拘束ノ抗弁ノ要件ヲ説明スヘシ

二 検証ト書証トノ差異如何

三 証書訴訟ニ於ケル闕席判決ニ付キ説明スヘシ

右ノ内二題選択

民事訴訟法(第六編乃至第八編)(阿部文二郎講師出題)

左記事項ニ付知ルトコロヲ説明スヘシ

イ 執行裁判所

ハ 執行文

ホ 除権判決

ト 照査手続

リ 転付命令

国際私法(山田講師出題)

一 不法行為ヨリ発生スル債権ノ準拠法ヲ述ヘヨ

二 旗国法ノ意義ヲ説明スヘシ

国際私法(佐々野講師出題)

一 国際私法ニ関スル主義ノ対立状態ヲ説明シ我現行法上ニ於ケル其影響ヲ論ス

二 船舶ニ関スル準拠法ヲ論ス

財政学(馬場鏝一講師出題)

一 租税収入ノ増減ハ税種ニ依リテ異ナルモノナリヤ

二 国債ヲ起スニ付特ニ留意スヘキ事項ヲ挙ケ之カ理由ヲ説明スヘシ

民事実習 (三橋講師出題)

甲者乙者ニ対シ他ヨリ金一千円ヲ借受クル為メ保証人タランコトヲ求メ右貸借ニ付テハ自己所有ノ株券ヲ担保トナスヘキカ故ニ決シテ乙者ニ迷惑ヲ掛ケサルヘキコトヲ誓ヘリ依テ乙者ハ保証人タルコトヲ承諾シ甲者ノ持参セシ借用証書ニ署名シ遣ハシタリ然ルニ甲者ハ株券ヲ担保トスルコトナク単ニ乙者ノ保証ノミヲ以テ他ヨリ一千円ヲ借受ケタリ乙者ハ保証人トシテ責任ヲ負担セサルヘカラサル乎

刑事実習 (林講師出題)

甲者乙者ニ対シ家具ヲ賃貸シタルニ乙者ハ賃貸借期間終了シタルモ返還ヲ為サス仍テ甲者ハ某夜乙者ノ不在ニ乘シ無断之ヲ持帰りタリ甲者ノ刑事上ノ責任如何

和文英訳 (清水講師出題)

- 一 都会ニ沢山アル公園ト違ヒ此公園ハ天然ノ美ハカリテ人工ヲ加ヘタ部分ハ殆ントアリマセン
- 二 此書物ハ一万部マテ一円五拾銭ノ減価テ買ハレルヤウ種種ノ新聞雑誌ニ広告シテアリマス
- 三 万嶽ノ上ニ聳エテ美ハシキ事処女ノ如ク併モ固ク強ク静カニ雄大ナ富士ヲ持ツ日本国民ハ此ノ如キ近代文明ニ対シテ一層高ク深キ人道ノ生氣ヲ吹キ込ム可キ使命ヲ持ツテ居ル

英文和訳 (清水講師出題)

Up to three days prior to the outbreak of the rebellion' there

was no proof in the possession of the authorities of German association with the anti-English party. Certain papers were then found in which an account was given of a forthcoming German prosecution of combined air, land, and sea attacks with the object of securing victory before May, and in which a German appeal was made for Irishmen to prepare to give Germany the assistance previously promised. As the Government was also informed of a German plot to land arms in Ireland by means of a submarine, the police and military authorities were instructed to take the necessary steps to frustrate the plot.

英国会社法 (中西講師出題)

1. Explain briefly the following terms :
  - a) Prospectus ;
  - b) Preference share ;
  - c) Share certificates and Share warrants ;
  - d) Auditor
2. 1) When does a company come to existence?  
2) When can a company commence its business?
3. Name three kinds of resolutions of the company ; and describe each of them briefly.

英国手形法及動産売買法 (土方講師出題)

Bill of Exchange Act

S. 12 S. 43 S. 74

Sale of Goods Act

各法文ヲ本邦ノ法文体ニ訳スヘシ

渡上興毅 (谷本健雄出題)

1. What is the responsibility of a common carrier for the safety of the cargo?
2. Explain the effect of a transfer of the bill of lading, as to
  - 1) the property in the goods,
  - 2) the rights and liabilities under the contract of carriage,
  - 3) the seller's right of stoppage in transitu.

槇梨武志 (峯武雄出題)

以下各問題ヲ日本文ニ翻訳シ且其法律上ノ意義ヲ詳述セヨ

1. Wie die Existenz des Vereins von der ihm zukommenden besonderen Eigenschaft der Rechtsfähigkeit, so ist auch seine völlige Beendigung (Auflösung) von dem blossen nachträglichen Verlust jener Eigenschaft nicht nur begrifflich, sondern auch im Sinne des geltenden positiven Vereinsrechts scharf zu sondern. Nach vollzogener Auflösung bleibs von der Verbandspersönlichkeit überhaupt nicht mehr übrig, während die blosse Entziehung der Rechtsfähigkeit einen Verein abzüglich der ihm bisher zukommenden Eigenschaft selbständiger Rechtspersönlichkeit bestehen lässt.
2. Die Entziehung der Rechtsfähigkeit tritt nach dem Gesetz in folgenden Fällen ein :
  - a) abrigkeitliche Entziehung derselben — durch die

guständige Verwaltungsbehörde—gemäss B. G. B. § 43.

Also :

- b) Wenn der nach seiner Satzung nichtwirtschaftliche Verein tatsächlich wirtschaftliche Zwecke verfolgt.
3. Doch soll der Fiscus das Vermögen nicht im eigenen, fiscalischen Interesse erhalten, er hat es vielmehr (B. G. B. § 46) „tunlichst in einer den Zwecken des Vereins entsprechenden Weise zu verwenden“ Eine öffentlich=oder gar privatrechtliche Pflicht gegenüber einem bestimmten Berechtigten wird dadurch dem Fiscus freilich nicht auferlegt, sondern nur eine rein objectivrechtliche Schranke, die in der Praxis kaum mehr als eine rein instructionelle Bedeutung haben dürfte.

経済科第一年級

貨幣論 (富田講師出題)

- 一 自由鑄造法ニ於テ造幣手数料ヲ徴スルノ利害ヲ論スヘシ
- 二 万国複本位制度ヲ説明スヘシ
  - 統計学 (三浦講師出題)
  - 一 加重平均数ノ性質ヲ問フ
  - 二 経済条件カ人ノ出生死亡ニ及ホス影響ニ付詳説スヘシ
    - 簿記 (太田哲三講師出題)
    - 一 組合商品ノ支取方法ニ代理式 (委託式)、全担式、分担式ノ三形式アリ其差異ノ要点ヲ例ヲ示シテ説明スヘシ
    - 二 為替手形、約束手形、小切手ノ振出、引受、支払、受入ニ関スル支取方法ヲ例示説明セヨ

三 次ノ勘定科目ヲ説明セヨ

A 売買勘定

B 未著品勘定

C 委託品勘定

D 未経過保険料勘定

経済地理 (田中講師出題)

一 左ノ事項ニ就キ略述スヘシ

1 ドイツ国交通線路ノ一般、其性質及隣邦トノ連絡

2 ハンブルヒ港ノ現況、其前港及ヒ物資集散区域トノ関係

二 イギリス工業ノ現況及ヒ其特征ニ就キ記述セヨ

三 アメリカ合衆国ニ於ケル各種産業西漸ノ原因ヲ論スヘシ

以上三問ノ内二問ヲ選ヒ答案ヲ草スヘシ

社会学 (滝村講師出題)

一 有機体ノ意義ヲ説明シテ社会有機体ニ論及セヨ

二 消費ノ社会的意義

三 合力作用 (Synergy) トハ何ソヤ

英語経済 (荻野講師出題)

1. Answer two questions out of the following four :

1. Explain the Laws of Demand in Consumption.

2. What are causes for differences in relative wages?

3. Compare pure profit (net profit) with rent.

4. What is the difference between monopoly price and competitive price?

2. Translate the statement below into Japanese :

The rate (of interest) is, therefore, fixed at a point which will bring into equilibrium the productiveness of capital, measured by the value of its product, and the sacrifice involved in the marginal investment of capital, as determined by the relative valuation of present and future goods in the mind of the marginal investor.

経済学 (杉講師出題)

民法総論 (三宅講師出題)

物権法第一部 (飯島講師出題)

債権総論 (須賀講師出題)

憲法 (上杉講師出題)

和文英訳 (広井講師出題)

右六科目ハ法科一年級ノモノニ同シ

経済科第二年級

交通政策 (堀講師出題)

一 距離ト運賃トノ関係ヲ問フ

二 鉄道ハ国有ヲ可トス其根本的理由如何

農業政策 (副島講師出題)

一 主要ナル不動産信用機関ニ付其ノ組織及得失ヲ述ヘ且我日本勸業銀行ノ機能ヲ説明スヘシ

二 農業倉庫ノ種別ヲ述ヘ就中農民倉庫ヲ詳論スヘシ

簿記 (早川講師出題)

A 次記ノ設問ヲ (1) 日記帳ニ記入シ本日有高ヲ示シ (2)

収納帳及ヒ (3) 支払帳ニ記入セヨ (伝票ヲ要セス)

大正5年6月15日 中央銀行設立ニ関スル諸般ノ手續ヲ了シ東京市神田区錦町十二番地ニ於テ銀行業務ヲ開始シ資本金100000円ノ内本日25000円ヲ払込メリ

同日 本日現金ヲ以テ買入レ又ハ支出シタルモノ次ノ如シ

営業用土地家屋代金 3500円  
 営業用什器 250円  
 創立諸入費 150円  
 事務用諸費前渡シ金 100円

井野地長造ト当座勘定ヲ結ビ6500円預ル

雨利堅助へ5000円ヲ貸附ク

横浜銀行ト為替取引ノ約定ヲナス本日同行ヨリ次ノ如ク送金為替手形ヲ送附シタル旨ノ報告アリ

依頼人天氣好兵衛受取人家内安太郎金額2350円

国利益之助ノ依頼ニ応ジ次ノ為替手形ヲ割引ス

振出人佐用然藏支払人甘栗勝三郎手形額面7500円

(#.15) 日付大正5年6月1日期日同年9月15日割引日歩2

錢手数料100円ニツキ15錢

差引同人手取金ノ内2500円ハ横浜送金為替手形ニ充テ

(#.1 受取人山川静容手数料100円ニ付20錢) 残額ヲ現金ニテ払渡ス

B 東京銀行ノ特別当座預金ハ利率日歩金1錢5厘ニシテ預入及ヒ引出ノ当日ニハ利息ヲ附セス又円位未満端数ニモ利息ヲ附セサル定メナリ

今下記預金ニ対スル大正5年10月31日ニ於ケル元利金ヲ計算

スレハ何程トナルカ残高積数等ノ空欄ニ夫レ夫レ記入セヨ

月日	摘要	借方	貸方	残高	日数	積数
5/7 1	預入		134 89			
〃 20	〃		28 —			
8 15	〃		35 —			
9 3	引出	42 —				
〃 25	預入		53 56			
10 13	〃		48 50			
〃 28	引出	195 —				
〃 31	△残高			△		
5/10 31	繰越					
〃 〃	利子					
(△印ハ朱記ナリ)						

商業通論 (古館講師出題)

- 一 左ノ語ノ意義ヲ簡單ニ述ベヨ  
 度量衡原器 C. I. F. (or Cif)  
 異義及訴願 (税関) 帳入値段、懐合、
- 二 米券倉庫ノ性質ヲ論ゼヨ  
 政治史及外交史 (稲田講師出題)
- 一 武人政治ノ意義
- 二 封建政治終結ノ次第
- 三 大日本帝国憲法制定ノ来歴ヲ略述スヘシ
- 四 神聖同盟
- 五 モンロー主義



## 六 支那卜列国トノ關係

以上六題中ヨリ任意ニ二題ヲ択ヒテ解説スルシ

貨幣論 (榎田講師出題)

## 1. Translate the following sentences into Japanese.

If pecuniary promises were always of a special character there could be no possible harm in allowing perfect freedom in the issue of promissory notes. The issuer would merely constitute himself a warehouse-keeper, and would be bound to hold each special lot of coin ready to pay each corresponding note. But this is not the case, and much harm may arise from the excessive issue of promises to pay gold on demand. The gold market may be rigged as well as the iron or any other special market. One difference is that the gold market is the most extensive of all markets, so that a great many individuals or companies, each acting under the separate impulse of self-interest, must over-issue notes in order to produce any appreciable effect. A further difference is that gold, being itself the measure of value, the rise or fall in its price cannot be apparent except in the average fall or rise in the price of many commodities.

## 2. Explain the principles of the circulation of Representative

Money.

銀行論 (中島講師出題)

## 1. Define the following terms; deposit, discount, loan, sur-

plus, reserve.

## 2. What is meant by the check system?

## 3. Is the issue of bank-note an essential function of banking?

## 4. What is your opinion on practical identity of deposit and note?

物權法第二部 (横田講師出題)

債權各論 (末弘講師出題)

商法総論及商行為 (片山講師出題)

会社法 (佐竹講師出題)

手形法 (片山講師出題)

平時国際公法 (中村講師出題)

戦時国際公法 (遠藤講師出題)

英文和訳及和文英訳 (岡田講師出題)

右八科目ハ法科第二年級ノモノニ同シ

経済科第三年級

銀行論 (富田講師出題)

一 当座預金ニ利子ヲ附スルノ可否ヲ論ス可シ

二 中央銀行公定歩合ト市中歩合トノ關係ヲ説明ス可シ

商業政策 (堀切講師出題)

一 国際分業論ヲ批評ス可シ

二 コブデン条約ノ大要如何

三 米国現行関税法ノ特徴如何

植民政策 (河津講師出題)

左ノ三題ノ中二題ヲ選フヘシ

- 一 植民地銀行ノ特色ヲ挙クヘシ
- 二 植民会社制ヲ論スヘシ
- 三 植民地ト本国トハ如何ナル方法ニ由リ商業政策上接近スルヤ

社会及工業政策 (桑田講師出題)

- 一 「トラスト」ハ消費者ニ対シ如何ナル影響ヲ与フル乎
- 二 交代執業ノ工場ニ徹夜業禁止ノ規定ヲ適用スルニ就キ如何ナル特例ヲ設クヘキヤ
- 三 宅地ノ地代力耕地ノ地代ニ比シ其性質ヲ異ニセル事実ヲ述ヘテ住居問題ニ対スル關係ヲ説明スヘシ

計理学 (太田哲三講師出題)

- 一 一次ノ試算表ニヨリ貸借対照表ヲ作成スヘシ
- 二 二次ノ二問ノ内一問ヲ選ビ回答スヘシ

A 株式募集ノ際ノ打歩額ト社債発行ノ打歩額トノ性質上ノ差異及ヒ各別ニ其取扱方法

B 事業買収ニ際スル会計学上ノ諸問題ヲ詳論スヘシ

残高試算表		大正五年六月参拾日	
325,000,00	株 未払込株 金	500,000,00	金
26,698,00	売 買 勘 定		
53,990,00	支 払 手 形 勘 定	31,698,00	
153,980,00	受 取 手 形 勘 定		
15,900,00	営業用家屋(原価)		
	営業用什器(〃)		
	売 上 勘 定	243,656,00	

229,860,00	仕 入 勘 定	50,000,00
1,653,00	借 入 費 (営業用)	
1,560,00	雑 給 料	
45,685,00	仕 入 勘 定	20,282,00
	掛 入 期 先 勘 定	1,685,00
	前 法 純 積 立	2,680,00
	別 途 積 立	12,630,00
	減 価 償 却 金	22,235,00
3,102,00	保 險 料 (巴 払)	
2,675,00	広 告 料 (巴 払)	
3,456,00	現 金 (手 許 有 高)	
12,565,00	銀 行 勘 定 (当 預)	
12,300,00	特 許 權 (原 価)	
	未 払 配 当 金	3,567,00
888,433,00		888,433,00

注意 1, 商品棚卸 ¥31,656,00 (六月参拾日現在)

2, 売掛先総額2%ヲ貸倒金ト見積ル

3, a 未払利子 ¥2,500,00 b 経過保険料 41,689,00

c 未払地代 ¥400,00

4, 減価償却 a 家屋原価3% b 什器原価10%

c 特許権原価15% (コピ等消却金ハ別勘定トス)

政治学 (梁田講師出題)

- 一 国家ノ定義
- 二 人口分配ノ得失
- 三 内閣制ヲ論評スヘシ
- 四 国会ノ二院制度ト一院制度トノ利害

五 政党ノ長所及ヒ短所

六 公議輿論ノ何モノタルコトヲ略説スヘシ

以上六題中ヨリ任意ニ二題ヲ択ビテ解説スヘシ

英語経済 (鶴見講師出題)

Answer two questions out of the following three: —

- 1) Give the names of the trade unions in Germany and briefly explain their aims and activities.
- 2) Explain Bismarck's foreign policy and its bearing upon the colonial expansion of Germany.
- 3) Translate the following sentences into Japanese.

It must be admitted that the temptations to materialism which came to Germany after the French war were immensely powerful, and such as would have sorely tried the moral fibre of more settled nations. The enthusiasm an energy which carried that war to a triumphant conclusion were not exhausted but rather increased when the Empire was established and the ardent aspiration of generations of patriots was consummated. An outlet was necessary, and the French milliards pointed the way. Before 1870 the economic revolution had already begun, and Germany would have become more and more industrial every year by the very necessity of things, but the development would have been gradual, and there would have been no abrupt break with the past. The war, the indemnity, and the new Empire together gave to material enterprise an abnormal

impetus, an impetus so strong that it has never since suffered check. That under circumstances so exceptional the national balance would be disturbed was inevitable.

財政学 (中島講師出題)

1. Define public finance, and point out difference between it and economies.
2. What do you mean by the faculty theory?
3. What is customs duty? and what is excise?
4. Describe proportional and progressive rate of taxation.

財政学 (馬場講師出題)

保険法 (青山講師出題)

海商法 (市村講師出題)

行政法 (阿部講師出題)

国際私法 (佐々野講師出題)

和文英訳及英文和訳 (清水講師出題)

右六科目ハ法科第三年級ノモノニ同シ

商科第一年級

簿記 (茂木講師出題)

- 一 諸向貸、諸向借、未収金、未払金、未経過割引料、仕入勘定、販売勘定、売買勘定等ヲ説明セヨ
- 二 左ノ問題ヲ仕訳セヨ但シ金額ハ仮定スヘシ
  - イ 某地へ積送品ヲナシ運賃ヲ現金ニテ支払フ
  - ロ 右積送品ニ付荷為替 (代金ノ八掛) ヲ取組ミ日付後七日ノ為替手形ヲ振出ス、割引日歩参銭、手取金ハ銀行へ預ケ

入ル

ハ 右積送品ノ売上ノ勘定書及当店手取金ヲ銀行送金手形ニテ送り来ル

ニ 某地ヨリ委託品ヲ受取り引取諸入費ヲ現金ニテ支払フ

ホ 右委託品ヲ売渡シ代金ハ現金ニテ受取ル

ヘ 右委託品売捌済ニ付売上勘定書ヲ作り送付ス但荷主手取

金ハ預リトス

売上勘定書ニ表ハル未記入ノ立替諸雜費X円手数料売上高

参分

ト 某地甲、某地乙及当店三名ニテ組合ヲ結ビ甲ヨリ商品ヲ

受取り運賃ヲ現金ニテ支払フ但シ損益ハ等分ノ約束ナリ

右ノ問題ヲ分担式及全担式ニテ示セ

売買及取引所 (星野講師出題)

一 転売買戻ニ就キ説明セヨ

二 仕入販売ニ関シ一般商人ノ注意スヘキ事項ヲ記セ

商品学 (星野講師出題)

一 生糸ノ製法ヲ略説セヨ

二 銅ノ性質及其用途ヲ記セ

商業通論 (渡部講師出題)

一 会社組織ニ於テ合名会社組織及ヒ株式会社組織ノ經濟上ニ

於ケル長所ト短所トヲ説明スヘシ

二 a 仮置場ノ性質及ヒ輸出貿易上ニ於ル効用ヲ説明スヘシ

b 米券倉庫業ニ就テ説明スヘシ

工業通論 (松浦講師出題)

一 電気事業ト電気工業トノ區別

二 燃料ノ比較ニ於テ價格ト發熱量トヲ如何ニ考慮スヘキヤ

三 機械器具ヲ担保トシテ貸金ヲナサントス如何ナル方法ヲ取

ルヘキヤ

四 三百五十哩ヲ七時間ニテ運転スル機関車アリ一分間ニ三百

回転スル働輪ノ直径幾何

商業算術 (児林講師出題)

一 株券利廻ノ計算法ヲ説明セヨ

2 甲 倫敦ニ£346-10-0ヲ支払フヘキ輸入商アリ今倫敦

ノ売仕ヲシテ由分宛一覽後六十日払ノ手形ヲ振出シ右金額

ヲ受取ラシメソニハ手形ノ額面ハ邦貨幾何トナルカ但シ倫

敦銀行ノ日本宛六十日払手形ノ買相場ハ1/11<sup>15</sup>/<sub>16</sub>ナリトス

乙 右ノ手形カ本邦到着ノ際直チニ日歩二錢五厘ニテ六十日

間ノ割引ヲ為サシメ支払フモノトスレハ其支払金高幾何ナ

リヤ

(注意) (1) ハ実例ヲ挙クルヲ要セス

(2) ハ演算ヲモ記載スヘシ

民法要論 (西川講師出題)

一 無能力者トハ何ソヤ

二 債務ノ不履行ニ因ル損害賠償ノ範圍如何

三 双務契約ト片務契約トノ區別如何

英作文 (石川講師出題)

左ノ文ヲ英訳スヘシ

(差出人) 星野商会 (差出地) 東京市神田錦町一丁目三番地

(日付) 千九百十六年六月廿三日 (宛先) ロンドン、ヲクスフ  
オード町十二番

(宛先氏名) ジョージ、ステフェンソン

(文意) 当方ヨリ差出申候最後ノ書面ハ先月廿一日付ノモノニ  
有之定メテ御落掌ノ御事ト存居候其折以來貴方ヨリハ御書  
状著不仕候、去三月御注文申上候「フラネル」ハ当地ニ於  
テ大分売行宜敷既ニ大部分売悉シ申候ニ付テハ前回御注文  
申上候品ト全然同様ノモノ參百反更ニ御注文申上度存居候  
間此書面著次第横浜著値一反ニ付何程ニテ御引受被下ヘキ  
ヤ折返ヘシ電報ニテ御返事相願度存居候御承知ノ如ク本品  
ハ季節ニ重大ナル關係有之候間晚クモ来八月末迄ニ到着致  
候様致度存居候代金ハ前回ノ通御積出ノ折荷為替御振出ヲ  
乞申候

英文和訳 (片山講師出題)

下ノ英文ヲ和訳スヘシ

1. With a stentorian shout of "In the name of the Emperor!" a single violent wrench tore the door of the hut from its hinges.
2. "There are the precautions and devices which men adopted in rough days long ago. Now that rough days have come again, they are useful to those who know of such places."
3. It was those words of hers, coupled with that yellow face lurking at the window, which made me realize the imminence of my danger.

和文英訳 (片山講師出題)

次ノ和文ヲ英訳スヘシ

焰力家ヲ包ンタ時主人ハ絶望ノ余リ狂スル計リ叫ンテ走り廻ツ  
タ然ルニ妻ハ騒カスニ立ツテ居タカ実ハ恐怖ノ余リ声モ出ナカ  
ツタノテアツタ

英文和訳 (長岡講師出題)

1. The Shakespeare tercentenary was celebrated in London by a performance of "Julius Caesar" at Prury Lane, in which, with few exceptions, all the prominent actors of the day took part. The king, who attended the performance, gave his own dramatic touch to the occasion by knighting Mr. F. R. Benson in the Royal Box. No honour to the theatrical profession could have been better placed. For thirty years Mr. Benson has been spreading the knowledge of Shakespeare's plays. He has held steadily to his programme, although it promised no great pecuniary rewards.
2. It is true that there are British subjects in China who talk unfavourably of Japan, but their arguments carry no weight with the British Government, which is not influenced by them in any way. So long as the attitude of the British Government towards Japan undergoes no change, it cannot be averred that the value of the Anglo-Japanese alliance has suffered any diminution.
3. I will not waste many words upon the German Chancellor's lame and half-hearted attempt to justify the wholesale use of

the submarine for the destruction of lives and property. He speaks of it as a legitimate measure of self defence against our policy of using our command of the sea to put economic pressure upon our enemies. Allies are, in adopting and pursuing that policy, exercising a belligerent right recognised by every fighting power and they have endeavoured to mitigate as far as possible the resulting inconvenience to neutral trade.

経済学 (金井講師出題)

法科第一年級ノモノニ同シ

統計学 (三浦講師出題)

経済科第一年級ノモノニ同シ

商科第二年級

簿記 (鹿野講師出題)

一 某銀行ニ於テ左ノ取引アリタリト仮定シ其記入スヘキ帳簿

ノ名称ヲ挙ケ且日記帳ノ様式ヲ作り記入セヨ

六月二十一日 佐々木忠藏ノ依頼ニ応シ乙地ヘ荷ヲ替ヲ取組

ム取引番号乙第一号貨物東洋丸積肥料価格四万円保険金同額

手形日附六月二十一日期日七月五日手形面金額参万円番号第

一号荷受人太田太郎右割引料日歩式銭手数料四銭ノ割ニテ引

去り手取金ノ内金五千円ヲ以テ同人宛預金手形第二号ト為シ

残額ヲ現金ニテ支払フ

同日 甲地支店ヨリ左ノ報告ヲ受ク

六月十七日附送金為替取組甲第一号依頼人魚橋藤次郎受取人

水越春吉金額八千五百円

同日 藤田平八ノ依頼ニ応シ乙地ヘ電報為替ヲ取組ム番号電  
乙第一号符号ナス受取人村田大吉金額千五百円右手数料七拾  
五<sup>(\*)</sup> 銭電報料五拾銭共ニ現金ニテ受取ル

二 所有主勘定ニ属スル勘定ノ種類ヲ挙ケテ説明セヨ

商工経営 (渡辺講師出題)

一 限界取引高ノ意義並其計算方法ヲ説ク

二 「カーテル」契約中ニ通常規定セラルヘキ事項ヲ略説セヨ

三 企業ノ流動力ノ意義

以上三問中任意ノ二問ニ答フヘシ

銀行及貨幣論 (渡部講師出題)

左記中二題ヲ選択スヘシ

一 a 当座預金發生ノ方法ヲ説明スヘシ

b 銀行ニ於テ割引及ヒ貸付多キトキハ当座預金モ多額

ト為ル理由ヲ説明スヘシ

二 外国貿易上ノ原因ニ依リテ正貨外国へ流出スル場合ニ於ケ

ル割引政策及ヒ通貨減縮策ノ効果ヲ説明スヘシ

三 信用ノ二大別ヲ述ヘ且ツ信用力如何ニ交換ノ媒介物トシテ

利用セラルルヤヲ説明スヘシ

鉄道 (大久保講師出題)

一 常置信号機ノ種類及其作用ヲ説明セヨ

二 途中下車制度ヲ論セヨ

商業地理 (奈佐講師出題)

一 支那ノ貨幣ニ就キテ

二 日支貿易ニ就キテ

三 英国ニ於ケル外国貿易ノ輸入超過ハ如何ナル原因ニ依ルヤ

四 独逸人ハ如何ナル方法ヲ以テ商工業ヲ發達セシメシヤ

五 日本南米間ノ貿易ハ何故ニ發達遲キヤ

六 北米合衆国ノ外国貿易ニ就キテ

右ノ内四問ヲ選フヘシ

商業政策 (堀講師出題)

一 保護貿易主義ニ於ケル内国販路保全論及労働保護論トハ如

何ナルモノナリヤ

二 従量税ノ得失如何

工業政策 (上田講師出題)

第一 産業革命ノ意義ヲ問フ

第二 工場法労働保険及職工組合ノ三制度ノ間ニ存スル関係ヲ

論スヘシ

商法要論 (柳川講師出題)

第一 法人ノ商業能力ヲ説明スヘシ

第二 商号専用権ノ効果ヲ述フヘシ

第三 株主総会ノ決議ノ効力ニ関シ株式会社ト株式合資会社ト

ノ間ニ如何ナル差異アリヤ

第四 会社ノ合併ト其組織変更トヲ比較シ其異同ヲ弁セヨ

右四問中第一、第二ノ中一問第三、第四ノ中一問ヲ選択ス

ヘシ

商業事情 (太田哲三講師出題)

1. Financial aspect of American corporations.

2. Direct selling; its meaning and advantage.

3. Organization of the modern industrial concerns.

右ノ内二題選択

商業実務 (兒林講師出題)

1. Explain fully the following extract from the text book;

“The terms (of reimbursement) for goods sold franco to the continent vary according to circumstances. When the buyer is drawn upon (in the foreign currency) it is usually at 30, 60, or 90 days' sight, as may be arranged. The draft is generally discounted either with an English bank or with a bank in the country on which it is drawn. In the latter case the amount realised is usually remitted by a cheque on London. The seller has to take the risk of fluctuations in exchange, which is one of the drawbacks to selling goods on these terms to countries whose exchange is not fairly stable.”

2. What is the meaning of

a) Cif. Invoice,

b) Consular Invoice

c) Proforma Account Sales,

d) Documentary Bill,

e) Insurance Letter?

英作文 (石川講師出題)

左ノ文ヲ英訳シ且ツ其要点ヲ電信文 (十五字以内) ニ認ムヘシ  
当地石炭市場ハ船腹欠乏ニテ輸出困難ナル為メ引続キ沈静ニテ  
大口ノ取引皆無ト云フヘク只僅ニ三井山崎等ノ手ニテ船用石炭

カ弗弗売行クノミ從テ海外ヨリ上直ノ注文ハ陸続来ルニ拘ラス  
運賃ノ点ニテ相談不成立ニ歸シ目下ノ処荷主モ問屋モ甚究迫ノ  
状態ニアリ運炭船ノ寄航ハ最モ望マシキ事ナルヲ以テ貴地ニ於  
ケル船主問ニ此儀勧誘アリタシ

英文和訳 (岡田講師出題)

1. I may, however, anticipate future conclusions, so far as to  
state that in a community regulated only by laws of demand  
and supply, but protected from open violence, the persons who  
become rich are, generally speaking, industrious, resolute,  
proud, covetous, prompt, methodical, sensible, unimaginative,  
insensitive and ignorant.

2. The ancient and honorable Highland method of  
blackmail; the more modern and less honorable system of  
obtaining goods on credit, and the other variously improved  
methods of appropriation—which, in major and minor scales  
of industry, down to the most artistic pocket-picking, we owe  
to recent genius, — all come under the general head of sci-  
ences, or arts, of getting rich.

和文英訳 (岡田講師出題)

1 コレカラ直ク東京銀行へ行ツテ第三十八回ノ勸業債券ヲ拾  
枚買ツテ来テ下サイ 其代金トシテ茲ニ金拾円ヲ君ニ渡シマ  
ス

2 時事新報ノ広告欄テ吉村兄弟商会ニ英語ノ上手ナ手代カ一  
人入用タト云フコトヲ見マシタカ貴君御申込ナサツテハ如何

テス

英語会話 (ラーロック講師出題)

1. Write down your impressions of
- 1) the aviator, Art Smith,
  - 2) The Marine Exhibition,
  - 3) The visit to this country of the poet, Sir Rabindra Nath Tagore.

2. Tell me about yourself.

3. What newspaper do you read and what do you learn from it?

商科第三年級

計理学 (鹿野講師出題)

- 一 無形資産ノ種類ヲ挙ケテ略説セヨ
- 二 打歩ヲ以テ株式ヲ発行セルトキハ其計算ヲ如何ニ取扱フヘ  
キヤ
- 三 積立金勘定積立資金勘定ニ属スル勘定ニ付各四種以上ヲ挙  
ケテ略記セヨ

商業事情 (太田哲三講師出題)

- 一 米価ノ騰落ト一般商工業界ノ景氣トノ関係及ヒ其調節
  - 二 在外正貨ノ意義及ヒ在外正貨ノ資本化ニ就テ詳論セヨ
  - 三 我国金融ノ系統ヲ述ヘ相互ノ関係ニ及ヘ  
以上ノ内一題ヲ選択シテ明瞭直截ニ論述ス可シ
- 商業事情 (根岸講師出題)
- 一 日本ノ支那ニ於ケル鉄道利権ヲ問フ

- 二 英仏シンヂケート、四国財団及五国財団相互ノ関係ヲ問フ
- 三 支那ニ於ケル紡績事業ノ前途ト我邦ノ之ニ対スル方針如何



以上三問中二問ヲ選ハルヘシ

保險(石川講師出題)

1 船体及積荷ヲ共通ニ迫害スル危險ノ發生ニ方リ船長カ共同ノ安全ノ為ニ必要ナル非常手段トシテ甲荷主ノ積荷(F.P.A. 保險付)ヲ投荷セルモ予期ノ効果ヲ生セザリシ為更ニ乙荷主ノ積荷ヲ犠牲トナシ始メテ好結果ヲ得タル場合ニ於テ

甲荷主ノ受ケタル損害ハ何ナリヤ

b 之カB.P.A.ト認メラルト否トハ甲荷主ノ利害ニ如何ナル關係アリヤ

c 之カB.P.A.トナルト否トハ甲荷主ノ保險者ニ影響スル所如何

2 火災保險ニアリテ保險ノ目的トナリ得ルモノ及ヒ現ニ吾国

ニ行ハルル保險ノ目的ヲ示スヘシ

生命保險(伊藤講師出題)

小口生命保險ノ特徴ヲ述ヘ其独占官管ノ可否ヲ論セヨ

海運(堀講師出題)

一 カンチレーバー、フレーム船トハ如何ナルモノナリヤ

二 如何ナル場合ニ於テ船主ハ實際運搬セザリシ貨物ノ運賃ヲ

請求スルヲ得ルヤ

財政(中島講師出題)

一 財政学ノ定義如何

二 租税手数料ノ相異ナル点ヲ略述スヘシ

商法要論(柳川講師出題)

第一 商事契約ニ於ケル申込ノ効力ヲ説明スヘシ

第二 商行為ニ因ル債務履行ノ場所如何例ヲ示シテ之ヲ説明ス

ヘシ

第三 変造手形ノ意義及ヒ其効力ヲ論スヘシ

第四 為替手形ノ支払人カ満期日ヲ變更シテ為シタル引受ハ手形所持人及ヒ裏書人ニ対シ如何ナル効力ヲ生スルヤ

右四問中第一、第二ノ内一問、第三、第四ノ内一問ヲ選択スヘシ

商業演習(上田講師出題)

一 金ノ産出高ト物価トノ關係ヲ問フ  
二 補助貨幣ノ数量ヲ急ニ二倍シタリト假定セハ其物価ニ及ホス結果如何

英作文(石川講師出題)

大正五年六月十五日 東京石川商店へ竜動ジエームス商会ヨリ左ノ入電アリ

「日本玄米見本第三号ノ通りノモノ神戸積出直段一噸ニ付¥800以内ナレハ十二噸(但シ一割内外ノ過不足ヲ妨ケス)買付ケノ上本月中ニ積出アリタシ貴店手数料ハ総支出高ノ2%代金ハ前例ニ依リ交互計算ニ記入ノ事」

十六日 石川商店ヨリジエームス商店へ上記注文

¥800ニテ引受クル旨返電

十七日 ジエームス商会ヨリ石川商店へ上記注文

確定ノ旨來電

廿八日 石川商店ハ上記注文品ノ買付ヲ了リ之ヲ

二百十七俵(每俵正味132lbs入)ニ造リ三十日神戸出帆ノ

汽船大洋丸ニ積込ム

〃 〃 〃 石川商店ハ前例ニ依リジエームス商会ニ  
代リ左ノ通り支払フ

運賃 総重量 T12—18—3—2ニ対シ一噸ニ付 ¥15—

保険料 保険金 ¥1400ニ対シ wa. ノ案件ニテ 3010

〃 〃 廿九日 石川商店ヨリジエームス商会ニ City of  
Pekin 号ニテ見本送付

〃 〃 三十日 石川商店ヨリジエームス商会ヘ左ノ電報  
ヲ発ス

「六月十七日御注文ノ玄米本日出帆ノ大洋丸ニテ發送セリ」

〃 〃 〃 石川商店ハジエームス商会ヘ送状其地ノ

書類ヲ同封セル注文品發送終了ノ旨等ヲ認メタル書状ヲ発ス

以上ノ事実ニ依リ左ノ答案ヲ求ム

六月三十日 石川商会ノ差出セル

- 1 電報 (十語以内)
- 2 送状
- 3 書状 (日付名宛等ヲ正確ニ排列記入ノ事)

英文和訳 (片山寛講師出題)

下ノ英文ヲ和訳スヘシ

1. The body was quite stiff, and it cost Slias a great effort, both moral and physical, to dislodge it from its position, and discover the face.
2. The circumstance fell in so happily to the occasion that he at once raised his cane in answer, and had soon ensconced him-

self in the London gondola.

3. Hundreds of candles, of the finest wax, lit up a room that was perfumed, like the staircase, with a profusion of rare and beautiful flowering shrubs.

和文英訳 (片山講師出題)

次ノ和文ヲ英訳スヘシ

- 一 社長ハ旅行先カラ舞戻ツテ来テ、即刻重役ヲ自宅ニ召集シ、アル重大事件ニ就テ熟議ヲ凝シタ
- 二 奢侈安逸ノ生活ヲ営ム者ハ決シテ国家ノ堅実ナ分子テハナイ

英語会話 (ラーロツク講師出題)

1. What do you think of the recent North Sea Battle?
2. In the coming election for President of the United States, these men are prominent: — Pres. Wilson, Col. Roosevelt, Justice Hughes, and perhaps Bryan or Henry Ford. Which of these men would fill the position most suitably, from a Japanese point of view, and why?
3. Give your opinion of Yuan Shi Kai's death, and of the future prospects of China.
4. Why do you not come to my classroom?